

渋谷・鹿児島おはら祭 参加の手引き

令和6年10月21日 渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会



目次

1. はじめに . . . P1
2. 参加にあたっての注意事項 . . . P1~2
3. 踊りにあたっての注意事項 . . . P3~4
4. 実施要領説明会 . . . P4

1. はじめに

渋谷・鹿児島おはら祭は、毎年5月中旬の日曜日に、東京の賑わいの街「渋谷」の渋谷109前を中心に道玄坂・文化村通りをメイン会場に実施されます。渋谷の初夏を彩るとともに、南九州最大の「おはら祭」を再現しています。

渋谷と鹿児島のご縁は古く、鎌倉時代に渋谷氏が所領を得て、一族をあげて薩摩に移住したとあります。渋谷・鹿児島おはら祭は、その流れをくむ「ふるさとへの想い」を強くするお祭であり、当時の渋谷区長と鹿児島出身の方々のご尽力で平成10年に始まりました。その後、平成12年には、渋谷区と鹿児島市の防災協定、平成29年には観光・文化交流協定が締結され、その絆はますます深まっています。

今後は、渋谷区の発信力も合わせ、多くの皆さまに、広くご参加いただき、楽しんでいただける祭であり続けられるよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【イベント概要】

- 名称 渋谷・鹿児島おはら祭
- 開催日 毎年5月第3日曜日
- 場所 道玄坂・文化村通り
- 主催 渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会

2. 参加にあたっての注意事項

(1) 参加要件等

- ① 鹿児島を代表する民謡「おはら節」や「渋谷音頭」「渋谷発！ハンヤ節」など、踊りを楽しむことを目的とした踊り連等。
- ② 「関東踊り連」は、連長または責任者1名以上が実施本部であるNPO法人の正会員になるか、賛助会員（個人・団体）に2口以上に加入すること。
- ③ 「関東踊り連」は、原則として1名以上のボランティアスタッフを選出すること。又は、代替スタッフ要員の費用負担を行うこと。
- ④ 参加申込受付期間中に所定の様式で参加申込を行った踊り連等。
参加人数は1団体あたり100人を上限とし、それを超える場合は、連を分けて申込みできるものとします。最低参加人数は定めておりませんが、連としての体裁が整う形でお申し込みください。
なお、参加人数総数の上限は、開催する前に毎回決定しお知らせします。
- ⑤ 参加連の決定は、②・③の要件を満たす団体から先着順で決定をします。
※総踊りの参加上限を超える申込があった場合は、前回の祭において③の要件を満たさなかった踊り連の優先順位は下位となります。

⑥「関東踊り連」の参加費は、3,000円/1人とし、参加者が減員した場合には、払い戻しはいたしかねます。また、増員は原則としては認められませんのでご了承ください。衣装や休憩中の飲み物等は各団体等でご準備ください。

※参考) 踊り参加に必要な金額

踊り連参加要件	金額	参加費	ボランティアスタッフ
NPO 法人の正会員 (責任者 1 名以上)	10,000 円	3,000 円/1 人	1 名以上 代替要員経費の負担 10,000 円 (第 28 回)
NPO 法人の賛助会員 (個人・団体 2 口以上)	5,000 円 × 2		

⑦踊り連の配付物として、ポスター 1 枚、ガイドブッケー 1 冊、手ぬぐい 1 枚とします。手ぬぐいの追加を希望される場合には、有償でご購入いただけますので、参加申込書に必要枚数をご記入ください。

(2) 参加をお断りする踊り連等

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体又はその構成員

②単に広告や企業・団体等の PR（会場でのチラシ配りや勧誘など）を目的とした踊り連等

※祭りの開催趣旨に反するとともに、総踊りの進行や観覧の妨げとなりますので、ご遠慮ください。

③公序良俗に反する行為や法に抵触する行為等、実行委員会において参加がふさわしくないと判断した踊り連等

④参加申込を行っていない踊り連等

⑤本手引「3. 踊りにあたっての注意事項」を遵守しない踊り連等

⑥過去、注意事項を遵守しなかった、または、実行委員会の指示に従わずトラブルを起こした踊り連等

⑦渋谷・鹿児島おはら祭の開催に支障をきたすなど、実行委員会において参加がふさわしくないと判断した踊り連等

3. 踊りにあたっての注意事項

(1) 踊り連等の衣装について

指定の衣装はございません。浴衣や法被、洋装など自由にご参加ください。

※公序良俗に反する衣装や実行委員会が祭りにふさわしくないと判断した衣装の踊り連や個人に対しては、参加をお断りし、退場いただく場合があります。

(2) プラカードの掲示について

踊り連等の識別や観覧者に分かりやすくするため、連毎にプラカードを掲示してください。プラカードは、原則として各連一本とし、各連にて製作・管理を行ってください。プラカードは、連の最前列に掲げてください。

■プラカードの形状は、原則として90cm×30cm以内

(3) 連長（代表者）について

踊り連の代表者については、参加申込後の踊り連の運営に責任を持って、ご対応ください。なお、祭当日は係員の指示に従い、進行へのご協力をお願いします。

(4) 踊り等の注意事項

①前後の踊り連との間隔が開きすぎたりした場合は、係員が調整のため誘導しますので、指示に従ってください。原則として棒（40cm以上）等による踊りは禁止とします。

②手持旗・のぼり旗などは、接触、事故防止の観点や沿道の観客から見通しをよくするため、2本までとし、形状は、原則として45cm×180cm以内とします。また、横断幕は、原則としてプラカードの後ろで胸より下で持つこととします。なお、横断幕は、踊り連の列幅からはみ出さないことを厳守すること。

③休憩時間の飲み物は、各自ご用意ください。アルコール飲料は不可、節度ある行動をお願いします。

④踊り終了後は、速やかに沿道にお上がりください。

⑤祭当日にカメラ等で撮影された静止画や映像を、祭や渋谷区及び鹿児島市のPRを目的にポスターやホームページ等の広報媒体に使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 禁止事項

次の行為は一切禁止いたします。遵守いただけない場合は、参加をお断りする場合があります。また、祭当日に禁止行為を行った踊り連は、その場で注意・指導をしたうえで、是正されない場合は、その踊り連には退場を命じます。

①危険物、鋭利な刃物、発火物、薬物、火気、その他法律で禁止されている物を持ち込むこと。

②特定の主義・主張を唱える行為。

③沿道の観客や他の参加者へのチラシ物品等の配布。

- ④マイク、拡声器の使用。※鳴り物の使用については、事前に事務局へご相談ください。
- ⑤他の踊り連の迷惑になる行為。
- ⑥ドローン（ラジコン飛行機や小型無人飛行機等含む）の使用・撮影。
- ⑦公序良俗に反する行為、法に触れる行為等、祭にふさわしくない行為。
- ⑧その他、総踊りの進行の妨げとなる等、実行委員会が祭りにふさわしくないと判断した行為。

(6) その他の留意事項

- ①渋谷・鹿児島おはら祭の開催前及び終了後の事故については、参加団体に帰属いたしますので、ご注意ください。
- ②雨天の場合でも祭を実施する場合がありますが、風雨等に起因する損害については当実行委員会ではその責任を負いません。危険と思われたら各自の判断で行動してください。
- ③中止等に伴い参加団体に発生したキャンセル費用や損害等については、当実行委員会ではその責任を負いません。

4. 実施要領説明会（連長会議）

参加踊り連等を対象とした説明会を2月と5月に開催し、祭当日の連の配置や踊りにあたっての注意事項等について説明します。また、5月の会議では、手ぬぐいの配付を行います。

参加申し込みをいただいた踊り連等には、開催案内を別途お知らせします。

【お問い合わせ先】

渋谷・鹿児島おはら祭実行委員会 実施本部事務局
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南一丁目19番8号306
TEL：03-6712-7501 FAX：03-6712-7502
Mail：jimukyoku@shibuyadeohara.jp